

令和4年2月3日

保護者様

大阪市立鯰江中学校
校長 児玉 光弘

本日の臨時下校について（お知らせ）

平素は、本校教育活動にご理解・ご協力を賜わりありがとうございます。

1月より新型コロナウイルス感染症に関連する疫学調査のため、緊急下校が続き保護者の皆様には大変ご心配をおかけいたしました。

今後は（1月27日より）感染が判明した生徒の学校内での集団調査は学校が聞き取り調査を行い濃厚接触者の特定を行い区保健福祉センターに報告するようになり、従来のように緊急下校や集団調査の結果が出るまで学校が再開できないという事態はなくなると想定されます。

しかしながら、今週に入り生徒・教職員の感染や濃厚接触および体調不良の連絡が続いており、本日においてもその状況が見受けられます。よって、学校医とも相談し、本日は給食後に下校とし、風邪疾患等の蔓延防止と体力の回復に努めたいと考えています。ご理解・ご協力よろしくお願ひ申しあげます。

なお、明日は休業せず通常通りの学校再開をいたします。よろしくお願ひします。

各ご家庭におかれましては、お子さまの健康観察を行い、発熱等のかぜ症状がある場合は、登校を控えるとともに、学校へご連絡いただきますようお願いいたします。

（参考）この間のオミクロン株の流行を踏まえた、新型コロナウイルス感染に対する対応として、以下のような連絡がありましたのでお知らせいたします。

1 濃厚接触者の特定について（裏面参照）

- ・生徒・教職員が感染した場合、濃厚接触者の特定にかかる学校での集団調査は学校が行う。
ただし、学校教育活動内についてのみで、帰宅後の活動について学校は判定できません。

2 学級休業基準の追加について

- ・学級において、直近3日間の陽性者及び濃厚接触者が15%～20%を上回り確認された場合は学級休業を行う。（休業期間は3日間を目安として、学校医と相談して決定する）
- ・部活動についても同一部内で同様の措置をとる。

3 〈濃厚接触者の待機期間の変更について〉

最後に陽性者と濃厚接触した日の翌日から10日間⇒7日間に変更し、8日目に解除とする。
ただし、10日間が経過するまでは検温実施するなど、自主的な健康観察を行い、症状が出れば病院受診をする。

※ 令和4年1月28日より適用し、同日時点で濃厚接触者である者にも適用する。

〈無症状の陽性患者の療養解除基準について〉

陽性であるが、無症状で検体採取日から「7日間」を経過した場合には、8日目に療養解除を可能とする。

※ 療養期間中に有症状になった場合は、症状発現日を0日として、療養期間は10日間になることに変更はありません。